

銃砲刀剣類登録等における 手数料の納付方法の変更の御案内

栃木県では令和6(2024)年10月から手数料等の支払いについて、キャッシュレス決済の運用を開始しました。これに伴い、銃砲刀剣類登録等の手数料について、令和7(2025)年4月から原則キャッシュレス決済に変更します。当面の間、収入証紙の利用も可能ですが、今後収入証紙の廃止を予定していることから、キャッシュレス決済の利用促進に御理解、御協力をお願いします。

- ◆対象
- ・銃砲刀剣類登録証再交付申請手数料
 - ・銃砲刀剣類登録申請手数料
 - ・美術刀剣類製作承認申請手数料

◆キャッシュレス決済開始時期 **令和7(2025)年4月1日(火)**

◆収入証紙に代わる手数料の納付方法

<p>【電子申請による納付】 インターネットを利用し、申請から納付まで一貫したシステムを利用する方法です。納付は右のいずれかの決済方法でお手続きいただけます。 ※コンビニ(現金)払い…「決済受付完了メール」受取後、期限内にコンビニ店頭でお支払いください。</p>	<p>【決済方法】</p> 
<p>【審査会場で納付】 審査会場に設置する決済端末(POS レジ)で納付する方法です。 登録審査会受付時、申請は紙で、納付は右のいずれかの決済方法でお手続きいただけます。</p>	<p>【決済方法】</p> 
<p>【収納専用窓口(県庁生協のみ)で納付】 生協(県庁本庁舎東館2階)に設置されている決済端末(POS レジ)で納付する方法です。 当課から送付する申請書に記載のQRコードを生協窓口で提示し、右の方法で納付後、申請書にレシートを貼付し、当課に「直接提出」又は「郵送」にて申請を行います。 ※レシートが証紙の代わりになりますので、紛失しないよう御注意ください。</p>	<p>【決済方法】</p> 

※ 銃砲刀剣類の新規登録・登録証の再交付は、これまで同様、銃砲刀剣類登録審査会にて現物審査を行う必要があります。

銃砲刀剣類等の申請に係る問い合わせ先
栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 菊池
TEL 028-623-3424(直通)